

墨 田 区 告 示 第 4 1 3 号

墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号。以下「条例」という。)第7条の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「納期限等」という。)を次のように延長する。

令和8年9月2日

墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税の納税者及び特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)のうち、住所又は居所の所在地(納税者等が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものである場合は、本店又は主たる事務所の所在地)が次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、 八代郡氷川町